

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
東京都知事は、地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
東京都知事

公表日
令和7年4月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))
②事務の概要	・地方税法に基づき、東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)に対し、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として、固定資産税を課している。 ・償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数等について、固定資産(償却資産)の所有者(納税義務者)等から申告書等を受け付ける。 ・受け付けた申告書等の内容を償却資産課税台帳に登録する。個人番号については、あて名管理システムに登録する。 ・固定資産税(償却資産)の賦課決定を行う。 ・賦課決定を行った後、申告書に記載された住所宛てに納税通知書等を発付する。 ・返戻となった納税通知書等について、納税通知書等の送達先を把握する必要がある。そのため、住民票の写しの交付請求又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、住民票の写し又は本人確認情報を取得する。 ・各種調査を行い、必要に応じて賦課決定を行う。 ・国税庁・税務署へ提出された所得税申告書等データを国税連携システムで閲覧する。 ・税務署に国税資料の閲覧(個人番号を含む場合がある。)を行う。必要に応じて賦課決定を行う。 ・納税義務者からの申請・請求があった場合に、各種証明の交付及び償却資産課税台帳を閲覧に供している。
③システムの名称	税務総合支援システム、審査システム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム(eLTAX)

2. 特定個人情報ファイル名

①固定資産税(償却資産)課税事務ファイル、②電子申告審査システム事務ファイル、③国税連携ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施しない 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	主税局資産税部固定資産評価課
②所属長の役職名	固定資産評価課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都主税局資産税部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階中央 03-5388-3002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都主税局資産税部固定資産評価課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階北側 03-5388-3014
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手)	[○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対して、必要な情報以外を誤って登録することが無いような画面形式の工夫や不正使用ができないようシステム対策を講じている。	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月20日	Ⅱ.しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点更新
令和5年2月20日	Ⅱ.しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点更新
令和7年3月7日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16 条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事前	前回PIA時からの時点更新
令和7年3月7日	Ⅳ. 8 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年3月7日	Ⅳ. 8 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対して、必要な情報以外を誤って登録することが無いような画面形式の工夫や不正使用ができないようシステム対策を講じている。	事後	様式変更に伴い追記